

平成27年4月28日

第25回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会議事事務局

第25回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年4月28日（火曜日）午後2時00分開会

出席委員（15名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	佐藤英治君	志子田吉晃君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

欠席委員（2名）

高橋卓也君	伊藤栄一君
-------	-------

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主事	片山太郎君		

会議に付した事件

1. 記録の提出拒否に対する告発について
2. 記録の追加要求について
3. 証人喚問について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、伊藤栄一委員、高橋卓也委員の2名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

それでは、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告を議題といたします。東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会委員長の報告を求めます。菊地小委員長。

○菊地小委員長 ご報告いたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会から委任された事件の調査について、平成27年4月21日（火曜日）に第5回、及び4月28日（火曜日）に第6回の東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会を開催いたしました。

小委員会では、「記録の提出拒否に対する告発について」及び「記録の追加要求について」「証人喚問について」を議題とし、調査を行いました。

委員による議論の結果、地方自治法第100条第9項に基づく「記録の提出拒否に対する告発について」、同法同条第1項に規定する「記録の追加要求について」及び「証人喚問について」は、次のとおりすべきものと決しました。

まず、「記録の提出拒否に対する告発について」は、1. 東華建設株式会社 代表取締役津田清司君については、議長から同氏に対し支払いの対象となる引船、台船の運航日誌に関する記録の提出を請求しましたところ、元塩竈市災害復旧連絡協議会に提出済みで、控えはありません、との理由により、提出できないことの通知がありました。本件につきましては、正当な理由がなく提出を拒否しているものと認め、告発することに決しました。

2. 株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫君については、議長から同氏に対し、塩竈市災害復旧連絡協議会への請求明細書に関する記録の提出を請求しましたところ、明細書がない理由を明示されず提出されておられません。本件につきましては、正当な理由がなく提出を拒否しているものと認め、告発することに決しました。

3. 株式会社晃信建設 代表取締役 和田野 晃君については、議長から同氏に対し、塩竈

市災害復旧連絡協議会への請求明細書に関する記録の提出を請求しましたところ、明細書がない理由を明示されず提出されておりません。本件につきましては、正当な理由がなく提出を拒否したものと認め、告発することに決しました。

4. 株式会社鈴木工務店 代表取締役社長 鈴木美範君については、議長から同氏に対し、震災復興事業に係る浦戸仮置場関連売上299万2,500円に該当する請求明細書に関する記録の提出を請求しましたところ、明細書がない理由を明示されず提出されておりません。本件につきましては、正当な理由がなく提出を拒否しているものと認め、告発をすることに決しました。

5. 有限会社東松島建設 代表取締役 花淵政幸君については、議長から同氏に対し、震災復興事業に係る浦戸仮置場関連売上3,255万円に該当する請求明細書に関する記録の提出を請求しましたところ、明細書がない理由を明示されず提出されておりません。本件につきましては、正当な理由がなく提出を拒否しているものと認め、告発することと決しました。

なお、同5社中3社から、4月27日付で明細書を提出できない理由書が提出されており、事情変更の原則を適用し、告発について再審査を求める意見がありましたが、採決の結果、賛成少数で告発の再審査は否決されました。

次に、記録の追加要求について報告いたします。

まず、記録の提出を求めるものの氏名、住所は、塩竈市長 佐藤 昭、塩竈市旭町1番1号です。

次に事件名は、付議事件（2）「浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項」、付議事件（3）「浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項」です。

次に提出を求める記録は、付議事件（2）「浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項」については、①塩竈市災害復旧連絡協議会からの家屋調査に係る業務報告書〔全期間分〕、②寄せ集められた家屋解体72件に係る解体指示から業務完了までに関する書類として、実施数量指示書、積算設計書、次に精算設計書、業務報告書です。

付議事件（3）「浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項」については、1つ、現地確認書、1つ、委託業務工程表、1つ、再資源利用計画書、1つ、再生資源利用促進計画書、1つ、建設廃棄物が発生する場合は建設廃棄物処理計画書、1つ、出来形図、1つ、出来形総括表、1つ、委託業務写真、1つ、業務完了報告書であります。

次に、提出期限は、平成27年5月7日（木曜日）午後5時であります。

以上が、本小委員会における「記録の追加要求」に係る中間報告の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。以上でございます。

○志賀委員長 ただいまご報告をいただきました委員長報告に基づき、まず記録の提出拒否に対する告発の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。記録の提出拒否に対する告発の件については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり、東華建設株式会社代表取締役 津田清司君、株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫君、株式会社晃信建設代表取締役 和田野 晃君、株式会社鈴木工務店 代表取締役社長 鈴木美範君、有限会社東松島建設 代表取締役 花渕政幸君は、正当な理由がなく提出を拒否しているものと認め、告発することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 賛成少数であります。よって、記録の提出拒否に対する告発の件については、告発は否決されました。

次に、記録の追加要求について議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって討論を終結いたします。

記録の追加要求については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、記録の追加要求については東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり提出を求めることに決しました。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時13分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利